

憲法改正に思う

理事長 森 勉

日本国憲法は占領下の昭和21年11月3日に公布されてから一度も改正されることなく73年目を迎える。この間、憲法改正発言がタブーであった時代が長く続き、最近になってようやく憲法改正議論だけは許されるようになった。そして安倍政権下では具体的な憲法改正の機運が急速に高まってきた。

憲法に関する法理的解釈あるいは政府の公式見解等はいまにも恣意的かつ複雑難解であり、一般の国民には理解困難な側面がある。「わが国の主権が著しく制限された占領下での憲法の制定に正統性はあるのか?」、「70年以上改正の無い憲法は変化の著しく速い現代社会に適合しているのか?」、「非武装平和主義で国家の防衛は出来るのか?」。このような国民の素朴かつ基本的な疑問に現政権の憲法改正は的確に答えているのであろうか。

日本人は元来感性的かつ情緒的思考をする性向があり、合理的・論理的思考は苦手としているように思われる。

いわんや先の大戦で無条件降伏し建国以降初めて外国軍の占領支配を許した衝撃と苦痛は計り知れないものがあり、この傷が癒えない限り憲法改正について合理的に議論できる環境が十分に整っているとは言いがたい。また日本列島は自然に恵まれた豊穡の地であり、敗戦の痛手からも奇跡的に復興し自由で豊かで安全で美しい国になった現在、多くの国民は憲法改正の必要性を感じていないように思われる。一方我が国の長い歴史から見ても国家の枠組みが大きく変わったのは白村江の敗戦、元寇、黒船の来航、大東亜戦争の敗戦という大きな外圧があった時だけであり、特段の外圧のない現在憲法改正の必然性があるとは思えない。

憲法の改正が一度もなかったのは、現憲法が不磨の大典であったからではなく、憲法を一字でも改正すれば「9条」の改正につながる懸念があるという「蟻の一穴論」からである。もし今回大きな外圧の無い中、国家の基本的枠組みの一つである「9条」（非武装平和主義）の改正がなされれば、それは民主主義の偉大な勝利になるであろう。くれぐれも「蟻の一穴」に終わらせない事を期待する。